

兵庫県公報

平成30年9月19日 水曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 青少年愛護条例施行規則及び兵庫県青少年愛護審議会規則の一部を改正する規則（青少年課）……………	1

公布された法令のあらまし

●青少年愛護条例施行規則及び兵庫県青少年愛護審議会規則の一部を改正する規則（規則第46号）

青少年愛護条例（以下「条例」という。）の一部改正により、有害役務営業を営む者の禁止行為を定めることに伴い、関係規則について次のとおり所要の整備を行うこととした。

1 青少年愛護条例施行規則の一部改正

- (1) 条例に規定する規則で定める著しく性的感情を刺激する衣服は、陰部、でん部若しくは胸部が強調され又はこれらの一部が露出される意匠の水着、下着その他の衣服であつて、当該強調され又は露出される部分を客が直接見ることができ、又は透かし見ることができるものとする。
- (2) 条例に規定する規則で定める青少年が客に接する業務に従事していることを明示し又は連想させる衣服は、次に掲げるものとする。
 - ア 学校教育法に規定する学校（大学を除く。）、専修学校及び各種学校において児童、生徒又は学生に着用を義務付け、又は推奨する制服、体操服又は水着
 - イ アに掲げる衣服と誤認されるおそれのある衣服
- (3) 条例に規定する規則で定める青少年が客に接する業務に従事していることを明示し又は連想させる文字、数字その他の記号は、JK、高校生等の文字、数字その他の記号その他これらに類するものとして知事が告示により指定するものとする。
- (4) 条例に規定する規則で定める青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる映像、写真又は絵は、(2)ア若しくはイに掲げる衣服又はこれらの衣服を着用する人の姿態を表すものとする。
- (5) 有害役務営業を営む者は、当該有害役務営業に従事する者に係る従業者名簿を、当該者が従業者でなくなった日から起算して3年を経過する日まで備えておかななければならないものとする。
- (6) 条例に規定する規則で定める有害役務営業を営む者が従業者名簿に記載すべき事項は、有害役務営業に従事する者に係る次に掲げる事項とする。
 - ア 氏名、生年月日、住所及び性別
 - イ 従業者となった年月日及び従業者でなくなった年月日
 - ウ 従事する業務の内容

2 兵庫県青少年愛護審議会規則の一部改正

兵庫県青少年愛護審議会が知事の諮問に応じて調査審議する事項として、次に掲げる事項を追加する。

- (1) 1(1)及び(2)の衣服並びに(3)の文字、数字その他の記号及び(4)の映像、写真又は絵を定める規則の制定に関すること。
- (2) 有害役務営業を営む者に対する有害役務営業の停止の命令に関すること。

規 則

青少年愛護条例施行規則及び兵庫県青少年愛護審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月19日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第46号

青少年愛護条例施行規則及び兵庫県青少年愛護審議会規則の一部を改正する規則

(青少年愛護条例施行規則の一部改正)

第 1 条 青少年愛護条例施行規則(昭和38年兵庫県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 3 条を加える。

(著しく性的感情を刺激する衣服)

第 1 条の 2 条例第 2 条第 9 号エ(ア)に規定する規則で定める衣服は、陰部、でん部若しくは胸部が強調され又はこれらの一部が露出される意匠の水着、下着その他の衣服であつて、当該強調され又は露出される部分を客が直接見ることができ、又は透かし見ることができるものとする。

(青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服)

第 1 条の 3 条例第 2 条第 9 号エ(イ)に規定する規則で定める衣服は、次に掲げるものとする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第 1 項に規定する各種学校において児童、生徒又は学生に着用を義務付け、又は推奨する制服、体操服又は水着

(2) 前号に掲げる衣服と誤認されるおそれのある衣服

(青少年が客に接する業務に従事していることを明示し又は連想させる文字等)

第 1 条の 4 条例第 2 条第 9 号エ(ウ)に規定する規則で定める文字、数字その他の記号は、別表に掲げるものその他これに類するものとして知事が告示により指定するものとする。

2 条例第 2 条第 9 号エ(ウ)に規定する規則で定める映像、写真又は絵は、前条各号に掲げる衣服又はこれらの衣服を着用する人の姿態を表すものとする。

第 3 条の 3 の見出し中「有害がん具類等」を「有害玩具類等」に改める。

第 4 条の見出し中「有害がん具類等」を「有害玩具類等」に改め、同条第 3 号中「有害がん具類等」を「有害玩具類等」に、「指定するがん具類等」を「指定する玩具類等」に改める。

第 5 条(見出しを含む。)、第 6 条の見出し及び同条第 3 項第 1 号並びに第 8 条各号中「がん具類等」を「玩具類等」に改める。

第 9 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(有害役務営業の従業者名簿の備付けの方法)

第 9 条の 3 有害役務営業を営む者は、当該有害役務営業に従事する者に係る従業者名簿を、当該者が従業者でなくなった日から起算して 3 年を経過する日まで備えておかなければならない。

(有害役務営業の従業者名簿の記載事項)

第 9 条の 4 条例第 17 条第 4 項に規定する規則で定める事項は、有害役務営業に従事する者に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名、生年月日、住所及び性別
- (2) 従業者となった年月日及び従業者でなくなった年月日
- (3) 従事する業務の内容

附則の次に次の別表を加える。

別表(第 1 条の 4 関係)

J K	15歳	16歳	17歳	18歳	高 1	高 2	高 3	高校 1 年生	高校 2 年生	高校 3 年生	こども																																							
も	インターハイ	クラス	ジャージ	スクール	スクール水着	スク水	セーラー服	ティーン	テスト	ブルマ	ブレザー	ランドセル	乙女	女の子	開校	課外	学院	学園	学生	学生																														
服	学年	学校	家庭科	教育実習生	教師	教室	現役	高校	高校生	校則	公立	黒板	在校生	参観日	児童	授業	授業参観	授業料	出席表	出席簿	少女	女子校生	女子高生	私立	新学期	新入生	生徒	制服	先生	全日制	卒業	体育祭	体操着	体操服	担任	中学生	通学路	転校生	同級生	登校	当校	特待生	日直	入学	部員	部活	部活動	放課後	娘	優等生

注 平仮名、片仮名、漢字又はローマ字の表示又は当て字によって同一に呼称するものを含む。

様式第 2 号表面の部及び様式第 4 号表面の部中「がん具類等」を「玩具類等」に改める。

様式第 12 号裏面の部中「有害がん具類等」を「有害玩具類等」に、

「(7) 端末設備を公衆の利用に供する事業者の営業又は事業の場所

(8) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所」

を

- 「(7) 店舗型有害役務営業の場所
- (8) 無店舗型有害役務営業の事務所又は受付所
- (9) 端末設備を公衆の利用に供する事業者の営業又は事業の場所
- (10) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所

に、「(2) 第28条第1項」を「(4) 第28条第1項」に改める。

(兵庫県青少年愛護審議会規則の一部改正)

第2条 兵庫県青少年愛護審議会規則(昭和38年兵庫県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第20号を第22号とし、第14号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第13号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (15) 条例第18条の規定による命令に関すること。

第2条第2項中第12号を第13号とし、第2号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「青少年愛護条例(昭和38年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)」を「条例」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 青少年愛護条例(昭和38年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第2条第9号エ(ア)から(イ)までの規定による規則の制定に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。